

災害時の防災協定一覧

資料3

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
1	H16.5.1	平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ヶ浦市 埼玉県鶴ヶ島市 埼玉県日高市 東京都羽村市 奈良県香芝市	構成市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。
2	H18.4.1	災害時における水源確保のための協定	(株)尾崎スイミングスクール	市の区域において災害が発生した場合、市民に必要な水源の確保及び(株)スイミングスクールが阪南市の要請に対する水の供給に関し、必要な事項を定めるものである。
3	H19.1.12	覚書(大阪府立泉鳥取高校との避難場所の鍵の管理について)	大阪府立 泉鳥取高校	本市地域防災計画上に避難場所として位置付けられた当該施設(体育館)の鍵の管理についての覚書
4	H19.10.15	地震災害発生時における創価学会 阪南文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認	創価学会 泉州文化会館	地震災害発生時における地域住民の緊急避難のため、阪南市が阪南文化会館の一部を一時避難所として提供する場合の確認書。
5	H20.4.1	災害時における避難所の利用に関する協定	泉南市	阪南市及び泉南市の行政区域が隣接している地域の避難所を相互に利用することにより災害時における住民の安全確保を図ることを目的とする。
6	H20.11.12	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南建設業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
6 2	H21.2.25	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南水道工事業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南水道工事業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
7	H21.4.23	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	東和建設工業(株)、いずみ開発(株) (有)ベネフィット、阪南開発(株) (有)光昌建設、(株)ヨシタカ工業 ショウケン工業、大西電気(株) (有)寿土木	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合員と協調の基に、復旧作業を実施するため必要な事項を定めるものである。
8	H21.7.27	災害発生時における阪南市内郵便局の協力に関する協定	阪南市内郵便局	阪南市内に発生した地震その他による災害時において、阪南市及び阪南市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
9	H24.2.20	災害時における物資供給に関する協定	ホームプラザナフコ阪南スカイタウン店	災害時における物資の供給
10	H24.2.20	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時における物資の供給
11	H24.2.20	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給
12	H24.4.1	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	昌光産業(株) 社会福祉法人 親光会 (オアシス阪南デイサービスセンター)	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、近隣住民の緊急避難のため、民間協力緊急一時避難所として提供する場合に関し、必要な事項を定めるものである。
13	H24.9.13	阪南市・岬町上水道緊急連絡管に関する協定	岬町	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・岬町が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
14	H24.10.25	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	大阪府LPガス協会泉南支部 阪南地区 (有)大紀物産 大阪府LPガス協会泉南支部 阪南地区 阪南ガス(株)	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、市の指定する災害時避難施設において、LPガスの供給協力に関し、必要な事項を定めるものである。
15	H25.6.3	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)	災害の発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。
16	H25.8.1	職員の派遣に関する協定	泉州南消防組合	災害対策基本法、本市災害対策本部の会議とそれに付随する事務、本市国民保護対策本部とそれに付随する事務及び本市新型インフルエンザ等対策本部条例とそれに付随する事務に関し、消防組合から必要な職員を派遣してもらう協定。
17	H25.9.10	泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の9市4町	関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、または その恐れがあり、当該市町単独では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
18	H26.4.1	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	大阪府	災害対策基本法に基づく災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等の業務に活用するため、共同事業として無線設備を整備する。
19	H26.4.12	災害時等における緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト (貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町)	大地震、台風など自然災害又はその他の緊急事態発生時に住民に対して緊急の情報の伝達がある場合において、泉南地域(岸和田市除く)がジェイコムウエストに緊急放送を要請するときの手続きを定める協定。
20	H26.6.12	減災を目的とした防災ARに関する協定	(一社) 全国防災共助協会	市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うとともに、平常時からの防災意識の向上を図ることを目的とする。
21	H26.7.22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害対策基本法に基づき、本市が災害対策本部を設置した時の地図製品等の供給及び利用等に関して必要事項を定めた協定。
22	H26.7.30	災害時の医療救護活動に関する協定(薬剤師会)	泉南薬剤師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉南薬剤師から薬剤師を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
23	H26.12.18	阪南市・泉南市上水道緊急連絡管設置に関する基本協定	泉南市	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・泉南市が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
24	H27.2.25	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪府泉州農と緑の総合事務所 阪南市西台原土地改良区	地震等の大規模災害が発生した場合に、阪南市西台原土地改良区の協力を得て、改良区が管理する農業用水を活用して防災活動を行うことを目的とする。
25	H27.4.9	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	学校法人いづみ学園 さつき台幼稚園 桃の木台幼稚園	阪南市内に災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、民間協力緊急一時避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
26	H27.7.27	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長	阪南市の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止のため緊急的な対応の実施を目的とする。
27	H28.2.10	津波発生における緊急避難場所としての使用に関する協定	泉南清掃事務組合	南海トラフ地震等により、緊急に避難しなければならない場合において、地域住民の緊急避難場所としての使用を目的とする。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
28	H28.4.15	災害時相互応援協定	岐阜県羽島市	協定市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。
29	H28.9.30	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合	災害時に市の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定めるものである。
30	H29.3.1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
31	H29.3.1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南歯科医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
32	H29.3.8	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	阪南市内に津波の襲来する恐れがある場合又は洪水が発生する恐れがある場合における一時避難地として使用することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。
33	H29.7.12	災害発生時における協力に関する協定	大阪府泉南警察署	災害時等の緊急事態発生時に警察署庁舎で災害警備活動の遂行と庁舎機能の維持が困難な場合、市が管理する施設の一部を災害警備活動等の拠点として使用することへの協力について必要な事項を定める。
34	H30.3.29	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	泉南鍼灸マッサージ師会	大規模な災害の発生により阪南市内に避難所が設置された場合に、市の要請に基づき避難所に会員を派遣し、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術等を行うことについて、必要な事項を定める。
35	H31.1.30	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境ホールディングス(株)	地震等災害及び不測の事態が発生した場合において、市の処理施設で処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について必要な事項を定める。
36	H31.3.25	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会	阪南市内で、地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道施設が被災した場合における災害復旧に係る支援業務に関して必要な事項を定める。
37	H31.3.29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して基本的な事項を定める。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
38	R1.6.12	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガス株式会社	阪南市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、都市ガス供給を停止した住民への都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定める。
39	R1.6.12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	阪南市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、阪南市が阪南市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ阪南市の行政機能の低下を軽減させるため、阪南市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。
40	R1.6.28	災害時救援協定書(災害廃棄物(し尿等)の収集運搬)	植田清掃、(有)大洲、(有)道慶清掃、(有)南工業所	災害時におけるし尿等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
41	R1.7.26	災害時における仮設便所の設置に関する協定	旭ハウス工業株式会社	被災した市民等に対して行う仮設便所の設置に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
42	R1.8.21	災害時救援協定(災害廃棄物(災害ごみ等)の収集運搬)	(株)ユニティ、(有)ハウザン環境、(株)寿土建、南府建設(株)、(株)ダストサービス、泉州清掃、(有)クリーンスタッフ	災害時における災害ごみ等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
43	R1.8.28	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	大阪市(泉南メモリアルパーク)	阪南市内で震度5弱以上を観測する地震が発生し、又は同市内に津波警報が発令された場合(以下あわせて「災害等発生時」という。))において、大阪市の施設を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
44	R1.8.30	災害時における防疫対策に関する協定	阪紀白蟻	被災地域等の感染症が発生する恐れのある地域の防疫対策を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
45	R2.3.18	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	和泉学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、和泉学園の施設(共善寮)を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
46	R2.4.23	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	J パックス株式会社 セツツカートン株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等において必要な物資(段ボール製簡易ベッド等)の調達に関し、必要な事項を定める。
47	R2.6.29	災害時における無人航空機の活用に関する協定	株式会社岸和田グランドホール	災害時における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、協力を要請する場合の必要な事項を定める。
48	R2.8.27	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 有限会社森下自動車 有限会社下出自動車 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。
49	R2.9.16	災害時における簡易式トイレパックの供給に関する協定書	まいにち株式会社	阪南市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、簡易式トイレパックを迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定める。
50	R3.1.5	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定書	安田興産株式会社	地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者及び地域住民等(以下「帰宅困難者等」という。)の支援を行うため、必要な事項を定める。
51	R3.1.5	災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	安田興産株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、安田興産(株)の施設(平野台ゴルフ駐車場)を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
52	R3.3.23	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社大阪支社	地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等に関し、必要な事項を定める。

	協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
53	R4.4.1	災害時における施設等の利用に関する協定書	社会福祉法人夢らんど二田	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（森のあるこども園 飛鳥ゆめ学舎）
54	R4.5.2	災害時における施設等の利用に関する協定書	学校法人弘徳学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（旧下荘小学校）